

議 事 概 要	
会議の名称	令和5年度第1回長久手市特別職報酬等審議会
開催日時	令和6年1月22日(月) 午前10時00分から午前11時40分まで
開催場所	長久手市役所西庁舎2階 第7・8会議室
出席者氏名 (敬称略)	<p>会長 石橋 健一(愛知学院大学総合政策学部教授) 委員 川本 幸政(長久手市商工会副会長) 委員 川本 達也(あいち尾東農業協同組合長久手地域担当理事) 委員 川本 さつき(長久手市社会福祉協議会会長) 委員 喜多 純子(民生委員・児童委員協議会) 委員 岡崎 信久(連合愛知尾張東地域協議会代表) 委員 寄川 修(一般公募市民) 委員 中野 和子(一般公募市民)</p> <p>市長 佐藤有美</p> <p>事務局 市長公室長 日比野 裕行 市長公室次長 浅井 俊光 人事課長 正林 直己 人事課課長補佐 吉田 菜穂子 人事課人事係長 宮下 直幸 議会事務局議事課長 福岡 弘恵</p>
欠席者氏名 (敬称略)	なし
傍聴者人数	なし
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 委嘱状交付 3 会長及び職務代理者の選任 委員の互選で、会長は石橋健一委員に決定した。 会長の指名で、職務代理者は川本幸政委員に決定した。 4 審議会への諮問 市長 5 本市の特別職(議会の議員及び三役)の報酬等の改定について 報酬等が適正か審議を行い、特別職の報酬等の金額について、令和6年4月以降から下記のとおり改定することを答申とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・市長898,000円(3,000円増)、副市長731,000円(2,000円増) ・教育長665,000円(2,000円増) ・議長497,000円(1,000円増)、副議長431,000円(1,000円増) ・委員長379,000円(1,000円増)、副委員長374,000円(1,000円増) ・議員369,000円(1,000円増)
問合せ先	長久手市役所市長公室人事課 電話 0561-56-0604
備 考	

議 事 録

- あいさつ 市 長 お忙しい中、本審議会に出席いただきまして、ありがとうございます。
本審議会は、市長、副市長、教育長の3役と議員の報酬が適正なものか審議をいただくものであり、活発な議論をお願いしたい。
- 辞令交付 机上での委嘱状交付による委員任命
- 会長選出 委員の互選で、会長は石橋健一委員に決定した。
- 会 長 職務代理者に川本幸政委員を指名する。
- 諮 問 市長が会長に諮問書を手渡し、本市の特別職(議会の議員及び三役)の報酬等の改定要否についての答申の検討を行う。
- 事務局 資料について説明
- 会 長 市長からの諮問により、本審議会にて本市の特別職の報酬等の改定の要否を審議するが、ただ今の説明資料について何か質問はあるか。
- 委 員 諮問事項の内容について、具体的にこうしたいという内容ではなく、審議会の意見を求めるということによいか。
- 事務局 本市ではこれまでもこのような形で諮問している。
- 会 長 資料4では、一般職の職員は、人事院勧告で平均改定率が1.1%となっているが、若手の職員の給料を重点的に上げるということで、役職が上がるにつれて、改定率が0.3%と低くなっている。一方で、資料5の消費者物価指数からわかるように令和5年は105.5と上がり、物価高となっている。このような社会情勢をふまえて、給料が適正かどうかを議論してもらいたい。前市長は、市長の給料を抑え市政にあたるということであったため、特例条例で給料を下げていたが、現市長は、条例どおりの給料である。市長、副市長、教育長の給料、議員の報酬について、引き上げるか、据置きか、引下げるか、変える場合はどの程度がよいかなどの意見を伺いたい。
- 委 員 世の中の流れとしては、引き上げるべきである。近隣市の状況、同規模自治体との報酬等の格差から考えると引き下げる環境にはない。
- 委 員 世の中の流れとしては、引き上げるべきであるが、自営業だと、社長は据置きか引き下げて、従業員は引き上げることを考える。
- 委 員 若手の給料を上げ働きやすい環境にしなければ、将来にわたり働いてもらえない。今回の特別職の報酬等については若干引き上げる方向で考えるのがよい。
- 委 員 これまで、特別職の報酬等については、人事院勧告の平均改定率を反映させて決めているようであることから、今回ならば、平均改定率1.1%を引上げ率とするのがよいと思う。
- 委 員 財政状況や他市とのバランスから引き上げた方がよい。
- 委 員 一般職員も引き上げているということなら、物価高騰ということからも、引き上げるべきだと思う。

- 会 長 意見をまとめると、物価高ということもあるため、給料は引き上げるべきということであった。
- 引き上げ幅について、指標としては、人事院勧告の一般の職員の平均改定率、近隣市の引き上げ幅になるかと思う。人事院勧告の一般職員平均改定率1.1%は、若手中心に高く、職位が上がると低く改定率に差がある。近隣市の引き上げ率は、人事院勧告により参考としている指定職俸給表が、行政職10級の平均改定率0.3%と同程度の引き上げとしていることから、引き上げ率0.3%が多いという状況である。長久手市の財政状況としては、財政力指数が1.05で不交付団体のため、国から普通交付税が交付されないため、自分達で頑張る必要がある。一方、経常収支比率は95.1で縮減が困難な人件費、扶助費のような固定費が非常に多く、市として新たに取り組みたくても予算がない状況である。このような財政状況からどのように判断するか意見を伺いたい。
- 委 員 市議会の議員は18人でよかったか。
- 事務局 定数は18人である。現市長含め市長選に立候補した議員がいたため現在は16人である。
- 委 員 議員一人一人の負担が増しているということである。
- 会 長 人口に対する議員数は、16人であっても近隣市と比べて少ないとはいえないかもしれない。
- 委 員 連合会では5%以上が妥当としている。長久手市はこれまで人事院勧告の平均改定率を引き上げ率としているため、1.1%は一つの指標としてあるが、あくまでベースアップの分で、一般職員は定期昇給もあるため、3%位は上がる仕組みになっているのでそれぐらいでもよいのではないか。
- 会 長 近隣市と比べると報酬額等はまだまだ低い状況にある。報酬が低いことから、議員のなりて不足につながっていきかねないため、引き上げるタイミングであることは間違いないと思う。
- 委 員 世の流れとして、引き上げる必要はあると思うが、財政的に固定費以外に使えるお金がない状況で、公園や学校、道路整備もまだ不十分で取りかかれないということになると、市内の業者にも影響してくるため難しい。
- 会 長 経常収支比率が95.1というのは、非常に融通がきかないということであるため、万が一何かあった時の対応が厳しくなると思う。
- 委 員 議員2人分の報酬は支払っていないため、2人分の報酬額を原資として引き上げるというのも一つの方法で影響もないのではないか。
- 委 員 経常収支比率が非常に高いということであるが、何%引き上げると経常収支比率にどれだけ影響があるのか。大きな影響がなければ、可能な分を引き上げればよいのではないか。
- 会 長 今後に影響がないかどうかということかと思う。
- 事務局 経常収支比率は、人件費だけではないため試算はできていない。
- 委 員 人事院勧告の改定率に準じて報酬額等を決める自治体が多いため、同じ改定率とすれば、他市との差はずっと続くことになる。市政施行後10年たつため、近隣市の平均額まで引き上げて、その後は人事院勧告の改定率を参考

にすることにしてもよいのではないかと。

委員 引き上げる影響が1%なのか2%なのか、どのくらいであれば許容範囲なのか知りたい。

事務局 給料等だけで、財政にどれだけの影響を与えているのかはわからないが、経常収支比率がこの3年で高くなっている。給料が上がったから悪くなったわけではなく他にも要因がある。子どもが多いと扶助費が上がることや、保育園6園を市が運営していること、本市の規模で文化の家や福祉の家などの大きな施設を抱えているため多額の修繕費が必要になるなど、今後は高齢者も増えることから固定費は増え、厳しくなっていくのは間違いない。

会長 一般の職員の給料はどのように決めているのか。

事務局 今までは人事院勧告に準じて改定しているため、8月の人事院勧告がされると、12月議会で条例改正し給料に反映させている。

会長 税収の見通しはどのようなか。資料は令和4年度決算であるが、今年度も増えているのではないかと。

事務局 前年度に比べるとまだ税収は若干増収の見込みである。

会長 インセンティブとして、長久手市がよくなるよう、3役及び議員が積極的に活躍できるような引き上げ額にする必要がある。3役及び議員に頑張って働いてほしいというようなメッセージを出すということで、それに見合う額ということだが、近隣同様0.3%引き上げが見合う額なのかどうかかわからない。皆さんの意見を伺いたい。

委員 人事院勧告の平均改定率1.1%というのも1つの指標である。引き上げ率0.3%の額が3役及び議員のやる気とモチベーションに繋がって満足できるかというともう少し引き上げてよいのではないかとと思う。

会長 事務局に確認であるが、0.3%引き上げるとそれぞれいくらになるか。

事務局 市長が3,000円増額で898,000円、副市長が2,000円増額で731,000円、教育長が2,000円増額で665,000円、議長、副議長、委員長、副委員長、議員は1,000円増額で議長が497,000円、副議長が431,000円、委員長が379,000円、副委員長が374,000円、議員が369,000円となる。

会長 年額にするとどれくらい変わるか。

事務局 市長が50,790円、副市長、教育長が33,860円、議長、副議長、委員長、副委員長、議員が16,930円増える。

会長 1.1%引き上げるとそれぞれいくらになるか。

事務局 市長が10,000円増額で905,000円、副市長が8,000円増額で737,000円、教育長が7,000円増額で670,000円、議長が5,000円増額で501,000円、副議長が5,000円増額で435,000円、委員長が4,000円増額で382,000円、副委員長が4,000円増額で377,000円、議員が4,000円増額で372,000円となる。

会長 市長は、政策的に給料を下げることはできるが、議員は個人の思いは反映されない。

委員 引き上げてよいが、令和4年度決算の経常収支比率は厳しい状況である。

- 委員 1. 1%引き上げたとしても、市長は年額160,000円くらいしか増えないので大した影響はないのではないかと思います。
- 事務局 経常収支比率については、財政緊急事態宣言に近いような数字まできていると思う。今後、新たな事業ができなくなる可能性はある。現市長が就任して、事業をすべて見直す総点検を行い、本当に必要な事業にお金をかけるということで進めようとしているところである。人件費はどうしても必要になってくるが、経常収支比率がさらに上がるようであると、かなり厳しい状況になってくる。
- 会長 厳しい財政状況は再確認できたので、難しい判断となる。議員も議会報告会などを行い、市民の意見を収集し、市政に反映するような活動もしていて、このような活動がもっと行われるよう、報酬を引き上げることは賛成であるが、財政状況からすると大幅には引き上げられない。頑張ってもらいたいというメッセージを伝える金額をいくりにするかというところである。
- 委員 人事院勧告は0.3%であるが、さらなる頑張りを期待して、プラス0.1%して0.4%としてはどうか。
- 事務局 0.4%引き上げた場合だが、市長が4,000円増額で899,000円、副市長が3,000円増額で732,000円、教育長が3,000円増額で666,000円、議長が2,000円増額で498,000円、副議長が2,000円増額で432,000円、委員長が2,000円増額で380,000円、副委員長が1,000円増額で374,000円、議員が1,000円増額で369,000円となる。
- 事務局 近隣市の状況の追加として、瀬戸市が3役及び議員は0.2%引き上げ、みよし市が3役は据置きで議員は1.1%引き上げという答申であった。
- 会長 審議会として、近隣市と比較して3役及び議員に期待しているというメッセージとして0.3%引上げるか、少し増額して0.4%引き上げるかというところだと思う。
- 委員 引き上げ率を決めるのではなく、一律いくらという決め方でもよいのか。
- 事務局 一律の額でも可能である。
- 委員 一般の職員の改定率の内訳をみると、5級以上の職員の0.3%が最低の率である。特別職等を一般職より引き上げるとバランスが取れず、職員のモチベーションが上がらないのではないかと。一般の職員と同じ0.3%がよいと思う。
- 委員 一般の職員は定期昇給があるので、年間だともう少し上がるはずである。
- 会長 0.3%、0.4%、1.1%の引き上げの意見が出た。
参考までに私の意見としては、人事院勧告に準じて0.3%とし、長久手市のために頑張っていたきたいと思うが、ご意見を伺いたい。
- 委員 0.3%の引き上げ率でよい。
- 会長 近隣市との格差は気になるところだが、答申には、頑張ってもらいたいという期待をこめた内容としたい。参考に、事務局から昨年度の答申の内容を紹介したい。
- 事務局 (昨年度の答申内容を読み上げる。)
- 会長 今回は、特に財政状況の改善を目指して頑張ってもらいたいというところを強いメッセージとした答申内容としたいと考えている。
- 会長 最終確認であるが、3役及び議員の報酬等は0.3%引き上げることとす

る。答申書の内容には、3 役及び議員に対してのメッセージを強く出したいと思う。事務局から、引き上げ後の給料について報告願う。

事務局 市長が898,000円、副市長が731,000円、教育長が665,000円、議長が497,000円、副議長が431,000円、委員長が379,000円、副委員長が374,000円、議員が369,000円となる。

会 長 改正時期については、令和6年4月とする。決定した内容の答申書の作成は、会長に一任いただき、後日市長へ答申する。

会 長 閉会あいさつ

事務局 会長に答申いただいた書面は、後日、各委員へ送付する。